

6. 手当・助成

児童手当

高校生年代まで(18歳に達する日以後の最初の3月31日まで)の子どもを養育している方を対象に支給される手当です。所得制限が撤廃され、所得制限限度額及び所得上限限度額を超過していた方も支給対象になります。

<支給月額>

3歳未満	15,000円
3歳以上高校生年代まで(第1・2子)	10,000円
第3子以降	30,000円

<支給月>

4月・6月・8月・10月・12月・2月

<現況届>

原則不要となりましたが、届け出が必要な方には「現況届」を送付します。

問合せ先:町民課 保健福祉係 ☎0242-74-1215

子ども医療費助成

子育て世帯の医療費のうち、保険診療の自己負担分を公費で負担します。治療用装具(コルセット)や小児用弱視等の治療用メガネ、入院時の食事療養費等についても対象です。所得制限はありません。

<対象者> 出生の日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの子ども

問合せ先:町民課 保健福祉係 ☎0242-74-1215

未熟児養育医療給付

出生体重が2,000グラム以下の未熟児や生理的に種々の未熟性があり、家庭保育が困難な乳児で、医師が指定養育医療機関において入院養育を必要と認めたものに対して医療費の給付をおこないます。

問合せ先:町民課 保健福祉係 ☎0242-74-1215

ファミたんカード

社会全体で子育て家庭を応援しようと、全国の協賛店で割引などの様々なサービスを受けることができます。

※母子健康手帳交付の手続き時に発行します。

協賛店は福島県HPファミたんカードのページから検索できます。



問合せ先:町民課 保健福祉係 ☎0242-74-1215